

市県民税・所得税の申告のスケジュール案内

申告の受け付けは、2月18日から3月15日までの月曜日から金曜日に行います。
市県民税・県民税については、市役所市民税課、所得税の確定申告については、越谷税務署へお問い合わせください。申告期限間近になると、大変混雑します。申告は正しくお早めにお願います。

市民税・県民税の申告

市民税課 ☎206

申告が必要な方

- ① 市民税・県民税の申告書を送られてきた方（申告書は1月下旬に郵送しています）
- ② 給与所得者で、勤務先から市役所に給与支払報告書が提出されていない方（勤務先に確認してください）
- ③ 給与を2カ所以上の会社から受けている方
- ④ 給与所得者で、給与の他に所得のあった方
- ⑤ 平成24年中に退職され、平成24年中に就職されていない方
- ⑥ パートやアルバイト、外交員報酬などの収入があった方
- ⑦ 年金基金や公的年金など年金を2カ所以上から受けている方
- ⑧ 事業所得（営業・農業）、不動産所得、雑所得などがあった方
- ⑨ 国民健康保険に加入している方
- ⑩ 児童（児童扶養）手当や幼稚園就園奨励費など各種手当を受給される方

潮市内に事業所・事務所または家屋敷がある方

※注意 公的年金等の収入金額が40万円以下であり、かつ他の所得が20万円以下で、所得税申告が不要とされている場合でも、医療費控除や生命保険料控除などがある方は、**市県民税の申告が必要な場合**があります（例年、市県民税が課税となっている方はご注意ください）。

申告が不要な方

- ① 所得税の確定申告をする方
- ② 平成24年中勤務先が1カ所で、勤務先から市役所へ給与支払報告書が提出されている方
- ③ 公的年金等の収入が1カ所のみで、控除の追加がない方

申告に必要なもの

◆平成24年中の所得がわかるもの・源泉徴収票（原本）・営業、農業、不動産所得のあった方は、収支の分かる帳簿、領収書など（総収入金額や必要経費などの収支内訳書は、必ず計算してお持ちください）

◆社会保険料（国民健康保険、後期高齢者医療保険、介護保険、国民年金など）、生命保険料、地震保険料などの支払

◆障害者控除を受ける方は、障害者手帳、療育手帳、また

- ⑪ 保育所の保育料算定や県営・市営住宅の家賃算定などが必要になる方
- ⑫ などの扶養にもなっていない方で、障害者年金、老齢福祉年金などを受給している方
- ⑬ 八潮市に住所はないが、八

医療費控除を受ける方へ

領収書(原本)は医療機関ごとに集計し、必ず合計金額を計算してお持ちください。
医療にかかった領収書と保険などで補てんされた金額がわかるものをお持ちください。

医療費控除の算式

$$\text{平成24年中に支払った医療費の総額} - \text{保険金などで補てんされる金額} = \text{医療費控除額 (200万円が限度)}$$

「10万円」と「平成24年分の総所得金額等の5パーセント相当額」とのうちいずれか少ない方の金額

領収書(原本)は医療機関ごとに集計し、必ず合計金額を計算してお持ちください。
出産育児一時金、生命保険の給付金、高額療養費など

*予防接種、検診、人間ドック、タクシー代、駐車料金、診断書代、置き薬、サプリメント、栄養補助飲料などは基本的に該当しません。
*源泉徴収税額がない方は、医療費控除をしても還付はありません。

提出方法

◆郵送での提出
次の方は郵送による提出が可能です。

・年末調整が済んでいる源泉徴収票(原本)をお持ちの方で控除の追加、内容の変更が

申告会場での提出

◆申告会場での提出
申告受付日程を確認のうえ、受付対象地域の受付日に各申告会場へ申告してください。指定された受付日に来ることができない方は、指定された受付日以外でも申告できますが、混雑緩和のため、皆さんのご協力をお願いします。また、午前中の受け付けでも混雑の状況により、午後からの申告開始になってしまう場合があります。あらかじめご了承ください。

日曜申告

◆日曜申告
土・日曜日の申告受付は行っていませんが、3月3日(日)に限り、午前9時から11時まで、八潮メセナ1階展示室で日曜申告を実施します。大変混雑が予想されますので、あらかじめご了承ください。なお、午後の受け付けはありませんのでご注意ください。

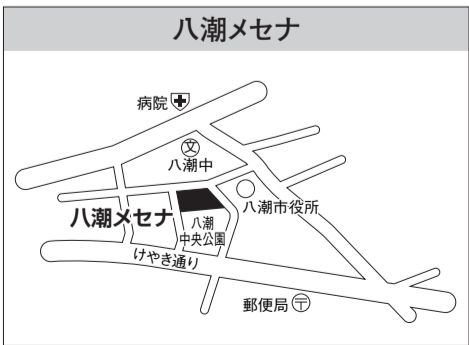
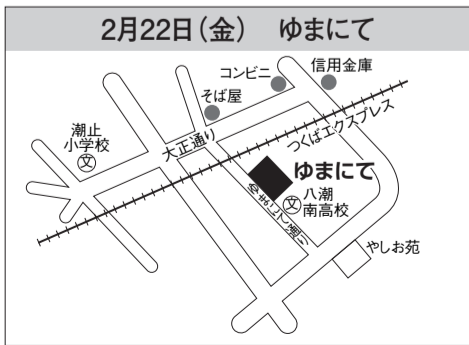
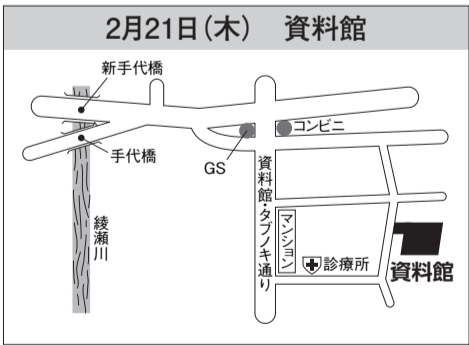
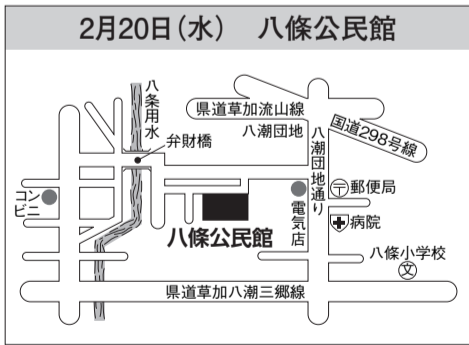
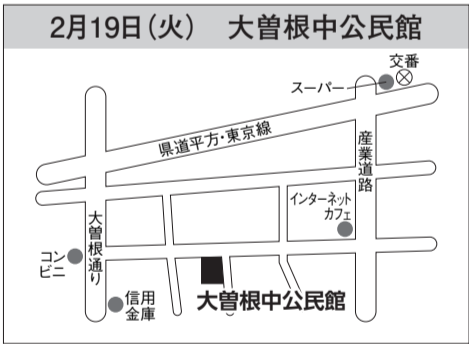
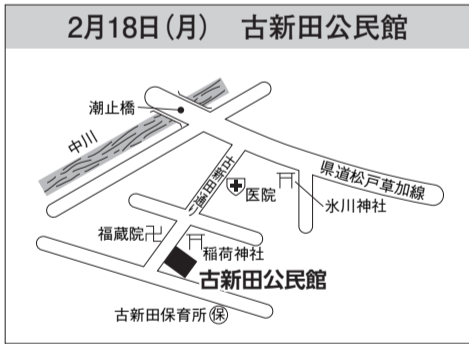
事業専従者のいる事業主の方へ

◆事業専従者のいる事業主の方へ
事業主の方は、申告書の事業専従者欄に必要事項を記入し、事業専従者の給与支払報告書を市民税課にご提出ください。

出張申告会場

受付日	受付対象地域	申告会場	受付時間
18日(月)	古新田および受付会場近隣の方	古新田公民館	午前9時30分～11時
19日(火)	大曽根および受付会場近隣の方	大曽根中公民館	午後1時30分～3時30分
20日(水)	八条および受付会場近隣の方	八条公民館	※受付時間以外は、行っていませんのでご注意ください。
21日(木)	南後谷および受付会場近隣の方	資料館	
22日(金)	南川崎および受付会場近隣の方	ゆまにて	

各申告会場案内図



八潮メセナ会場

※八潮メセナ会場での申告受付は、2月25日(月)からです。

受付日	受付対象地域	申告会場・受付時間
25日(月)	緑町1・2丁目	会場 八潮メセナ 1階展示室 ※開館は午前9時からです。 受付時間 午前9時～11時 午後1時～4時
26日(火)	緑町3～5丁目	
27日(水)	鶴ヶ曾根	
28日(木)	西袋、柳之宮	
1日(金)	小作田、松之木、伊草、新町	※受付時間以外は、行っていませんのでご注意ください。
4日(月)	八潮1～4丁目	
5日(火)	八潮5～8丁目	
6日(水)	中央1～4丁目	
7日(木)	二丁目、上馬場、中馬場	
8日(金)	木曾根、伊勢野	
11日(月)	大瀬、垢	
12日(火)	大原、浮塚	
13日(水)	指定された受付日に来ることができない方	※月曜日は、八潮メセナの休館日ですが、1階展示室のみ入場できます。車でお越しの場合は、八潮メセナ駐車場が使用できませんのでご注意ください。
14日(木)		
15日(金)		

※現況と異なる場合は、現況優先とさせていただきます。

※各申告会場へのお問い合わせは、遠慮ください。